別表2

令和8年度 水質検査計画

⑦ シートG

水系：戸狩第1水源系　浄水

（水質検査計画における実施頻度の決定）

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度 基本頻度	1日	1月	3月	1年	3年	設定理由	検査月 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml 以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基8	六価クロム化合物	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	水源域に汚染源が存在しない、資機材からの溶出がないため、検査回数を減とする。													
基9	亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L以下	1回 /			◎			過去5年間で基準値の1/5を超過していないため、検査回数を減とする。	○			○			○			○			4
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/5を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基13	ホウ素及びその化合物	×	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /		◎				自然由来等により基準値の1/2を超過しているため、検査回数を増とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基15	1.4-ジオキサン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基16	ｼｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基20	PFOS及びPFOA	○	1回 / 3月	50 ng/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基21	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基22	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基23	クロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基24	クロロホルム	×	1回 / 3月	0.06 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基25	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基26	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基27	臭素酸	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基28	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基29	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基30	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基31	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	×	1回 / 3月	0.09 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基32	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	×	1回 / 3月	0.08 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基34	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基35	鉄及びその化合物	○	1回 / 3月	0.3 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基36	銅及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基37	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	200 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基38	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基39	塩化物イオン	×	1回 / 1月	200 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基40	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	○	1回 / 3月	300 mg/L以下	1回 /				◎		過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。				○									1
基41	蒸発残留物	○	1回 / 3月	500 mg/L以下	1回 /				◎		過去5年間で基準値の1/2を超過していないため、検査回数を減とする。				○									1
基42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基43	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基44	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基45	非ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基46	ﾌｪﾉｰﾙ類	○	1回 / 3月	0.005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回 / 1月	3 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基48	pH値	×	1回 / 1月	5.8以上8.6以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基49	味	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基50	臭気	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基51	色度	×	1回 / 1月	5 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基52	濁度	×	1回 / 1月	2 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
毎1	色	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎2	濁り	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎3	残留塩素	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
					計	3	10	14	2	26														

令和8年度 水質検査計画　　⑦ シートG　　水系：中野第1･第2水源系　浄水

（水質検査計画における実施頻度の決定）

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度 基本頻度	1日	1月	3月	1年	3年	設定理由	検査月 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml 以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基7	ヒ素及びその化合物	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /		◎				自然由来等により基準値の1/2を超過しているため、検査回数を増とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基8	六価クロム化合物	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	水源域に汚染源が存在しない、資機材からの溶出がないため、検査回数を減とする。													
基9	亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L以下	1回 /				◎		過去3年間で基準値の1/5を超過していないため、検査回数を減とする。				○									1
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/5を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基13	ホウ素及びその化合物	×	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /		◎				自然由来等により基準値の1/2を超過しているため、検査回数を増とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基15	1.4-ジオキサン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基16	ｼｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基20	PFOS及びPFOA	×	1回 / 3月	50 ng/L以下	2回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基21	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基22	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基23	クロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基24	クロロホルム	×	1回 / 3月	0.06 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基25	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基26	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基27	臭素酸	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基28	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基29	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基30	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基31	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	×	1回 / 3月	0.09 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基32	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	×	1回 / 3月	0.08 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基34	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /				◎		基準値の1/5を超過していないが、原水に検出値があり、PACを使用しているため、1回/年とする。				○									1
基35	鉄及びその化合物	○	1回 / 3月	0.3 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過しておらず、急速ろ過で除去されるため、検査回数を減とする。													
基36	銅及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基37	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	200 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基38	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基39	塩化物イオン	×	1回 / 1月	200 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基40	ｶﾙｼｳﾑ､ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	○	1回 / 3月	300 mg/L以下	1回 /				◎		過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。				○									1
基41	蒸発残留物	○	1回 / 3月	500 mg/L以下	1回 /				◎		過去5年間で基準値の1/2を超過していないため、検査回数を減とする。				○									1
基42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基43	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基44	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基45	非ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基46	ﾌｪﾉｰﾙ類	○	1回 / 3月	0.005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回 / 1月	3 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基48	pH値	×	1回 / 1月	5.8以上8.6以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基49	味	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基50	臭気	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基51	色度	×	1回 / 1月	5 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基52	濁度	×	1回 / 1月	2 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
毎1	色	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎2	濁り	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎3	残留塩素	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
					計	3	11	13	4	24														

令和8年度 水質検査計画

⑦ シートG

水系：古牧水源系　浄水

（水質検査計画における実施頻度の決定）

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度 基本頻度	1日	1月	3月	1年	3年	設定理由	検査月 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml 以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			自然由来等により基準値の1/2を超過しているため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基8	六価ｸﾛﾑ化合物	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	水源域に汚染源が存在しない、資機材からの溶出がないため、検査回数を減とする。													
基9	亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L以下	1回 /			◎			過去5年間で基準値の1/5を超過しているため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/5を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基13	ホウ素及びその化合物	×	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /		◎				自然由来等により基準値の1/2を超過しているため、検査回数を増とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基15	1.4-ジオキサン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基16	ｼｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基20	PFOS及びPFOA	○	1回 / 3月	50 ng/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基21	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基22	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基23	ｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基24	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ	×	1回 / 3月	0.06 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基25	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基26	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基27	臭素酸	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基28	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基29	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基30	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基31	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	×	1回 / 3月	0.09 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基32	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	×	1回 / 3月	0.08 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基34	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基35	鉄及びその化合物	○	1回 / 3月	0.3 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基36	銅及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基37	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	200 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/5を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基38	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基39	塩化物イオン	×	1回 / 1月	200 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基40	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	○	1回 / 3月	300 mg/L以下	1回 /				◎		過去5年間で基準値の1/2を超過していないため、検査回数を減とする。				○									1
基41	蒸発残留物	×	1回 / 3月	500 mg/L以下	1回 /			◎			自然由来等により基準値の1/2を超過しているため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基43	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基44	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基45	非ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基46	ﾌｪﾉｰﾙ類	○	1回 / 3月	0.005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回 / 1月	3 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基48	pH値	×	1回 / 1月	5.8以上8.6以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基49	味	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基50	臭気	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基51	色度	×	1回 / 1月	5 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基52	濁度	×	1回 / 1月	2 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
毎1	色	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎2	濁り	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎3	残留塩素	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
					計	3	10	16	1	25														

令和8年度 水質検査計画　　⑦ シートG　　水系：古牧(高丘)水源系　浄水

（水質検査計画における実施頻度の決定）

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度 基本頻度	1日	1月	3月	1年	3年	設定理由	検査月 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml 以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/5を超過せず、給水管に鉛を使用していないため、検査回数を減とする。													
基7	ヒ素及びその化合物	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /		◎				自然由来等により基準値の1/2を超過しているため、検査回数を増とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基8	六価ｸﾛﾑ化合物	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	水源域に汚染源が存在しない、資機材からの溶出がないため、検査回数を減とする。													
基9	亜硝酸態窒素	○	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L以下	1回 /			◎			過去5年間で基準値の1/5を超過しているため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L以下	1回 /				◎		過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。				○									1
基13	ホウ素及びその化合物	×	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /		◎				自然由来等により基準値の1/2を超過しているため、検査回数を増とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基15	1.4-ジオキサン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基16	ｼｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基20	PFOS及びPFOA	○	1回 / 3月	50 ng/L以下	1回 /			◎				○			○			○			○			4
基21	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基22	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基23	ｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基24	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ	×	1回 / 3月	0.06 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基25	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基26	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基27	臭素酸	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基28	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基29	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基30	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基31	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	×	1回 / 3月	0.09 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基32	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	×	1回 / 3月	0.08 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基34	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基35	鉄及びその化合物	○	1回 / 3月	0.3 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/5を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基36	銅及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基37	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	200 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/5を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基38	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基39	塩化物イオン	×	1回 / 1月	200 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基40	ｶﾙｼｳﾑ､ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	○	1回 / 3月	300 mg/L以下	1回 /				◎		過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。				○									1
基41	蒸発残留物	×	1回 / 3月	500 mg/L以下	1回 /			◎			自然由来等により基準値の1/2を超過しているため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基43	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基44	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基45	非ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基46	ﾌｪﾉｰﾙ類	○	1回 / 3月	0.005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回 / 1月	3 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基48	pH値	×	1回 / 1月	5.8以上8.6以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基49	味	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基50	臭気	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基51	色度	×	1回 / 1月	5 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基52	濁度	×	1回 / 1月	2 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
毎1	色	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎2	濁り	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎3	残留塩素	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
					計	3	11	15	2	24														

令和8年度 水質検査計画

⑦ シートG

水系：吉田第1水源系　浄水

（水質検査計画における実施頻度の決定）

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度 基本頻度	1日	1月	3月	1年	3年	設定理由	検査月 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml 以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎		過去5年間で基準値の1/2を超過していないため、検査回数を減とする。				○									1
基8	六価クロム化合物	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	水源域に汚染源が存在しない、資機材からの溶出がないため、検査回数を減とする。													
基9	亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L以下	1回 /			◎			過去5年間で基準値の1/5を超過しているため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L以下	1回 /				◎		過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。				○									1
基13	ホウ素及びその化合物	×	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /		◎				自然由来等により基準値の1/2を超過しているため、検査回数を増とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基15	1.4-ジオキサン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基16	ｼｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基20	PFOS及びPFOA	○	1回 / 3月	50 ng/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基21	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基22	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基23	クロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基24	クロロホルム	×	1回 / 3月	0.06 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基25	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基26	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基27	臭素酸	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基28	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基29	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基30	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基31	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	×	1回 / 3月	0.09 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基32	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	×	1回 / 3月	0.08 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基34	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基35	鉄及びその化合物	○	1回 / 3月	0.3 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基36	銅及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基37	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	200 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/5を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基38	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基39	塩化物イオン	×	1回 / 1月	200 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基40	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	○	1回 / 3月	300 mg/L以下	1回 /				◎		過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。				○									1
基41	蒸発残留物	×	1回 / 3月	500 mg/L以下	1回 /			◎			自然由来等により基準値の1/2を超過しているため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基43	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基44	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基45	非ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基46	ﾌｪﾉｰﾙ類	○	1回 / 3月	0.005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回 / 1月	3 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基48	pH値	×	1回 / 1月	5.8以上8.6以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基49	味	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基50	臭気	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基51	色度	×	1回 / 1月	5 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基52	濁度	×	1回 / 1月	2 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
毎1	色	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎2	濁り	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎3	残留塩素	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
					計	3	10	15	3	24														

令和8年度 水質検査計画

⑦ シートG

水系：竹原第1水源系　浄水

（水質検査計画における実施頻度の決定）

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度 基本頻度	1日	1月	3月	1年	3年	設定理由	検査月 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml 以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /				◎		過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。				○									1
基8	六価ｸﾛﾑ化合物	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	水源域に汚染源が存在しない、資機材からの溶出がないため、検査回数を減とする。													
基9	亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /				◎		過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。				○									1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L以下	1回 /				◎		過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。				○									1
基13	ホウ素及びその化合物	×	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /		◎				自然由来等により基準値の1/2を超過しているため、検査回数を増とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基15	1.4-ジオキサン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基16	ｼｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基20	PFOS及びPFOA	×	1回 / 3月	50 ng/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基21	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基22	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基23	ｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基24	ｸﾛﾛﾎﾙﾑ	×	1回 / 3月	0.06 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基25	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基26	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基27	臭素酸	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基28	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基29	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基30	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基31	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	×	1回 / 3月	0.09 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基32	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	×	1回 / 3月	0.08 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基34	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基35	鉄及びその化合物	○	1回 / 3月	0.3 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基36	銅及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基37	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	200 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基38	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基39	塩化物イオン	×	1回 / 1月	200 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基40	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	○	1回 / 3月	300 mg/L以下	1回 /				◎		過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。				○									1
基41	蒸発残留物	○	1回 / 3月	500 mg/L以下	1回 /				◎		過去5年間で基準値の1/2を超過していないため、検査回数を減とする。				○									1
基42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基43	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基44	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基45	非ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基46	ﾌｪﾉｰﾙ類	○	1回 / 3月	0.005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回 / 1月	3 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基48	pH値	×	1回 / 1月	5.8以上8.6以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基49	味	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基50	臭気	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基51	色度	×	1回 / 1月	5 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基52	濁度	×	1回 / 1月	2 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
毎1	色	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎2	濁り	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎3	残留塩素	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
					計	3	10	13	5	24														

令和8年度 水質検査計画

⑦ シートG

水系：土橋水源系　浄水

（水質検査計画における実施頻度の決定）

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度 基本頻度	1日	1月	3月	1年	3年	設定理由	検査月 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml 以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基8	六価クロム化合物	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	水源域に汚染源が存在しない、資機材からの溶出がないため、検査回数を減とする。													
基9	亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/5を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基15	1.4-ジオキサン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基16	ｼｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基20	PFOS及びPFOA	×	1回 / 3月	50 ng/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基21	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基22	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基23	クロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基24	クロロホルム	×	1回 / 3月	0.06 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基25	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基26	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基27	臭素酸	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基28	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基29	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基30	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基31	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	×	1回 / 3月	0.09 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基32	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	×	1回 / 3月	0.08 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基34	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基35	鉄及びその化合物	○	1回 / 3月	0.3 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基36	銅及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基37	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	200 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基38	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基39	塩化物イオン	×	1回 / 1月	200 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基40	ｶﾙｼｳﾑ､ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	○	1回 / 3月	300 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基41	蒸発残留物	○	1回 / 3月	500 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/5を超過していないため、検査回数を減とする。													
基42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基43	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基44	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基45	非ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基46	ﾌｪﾉｰﾙ類	○	1回 / 3月	0.005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回 / 1月	3 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基48	pH値	×	1回 / 1月	5.8以上8.6以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基49	味	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基50	臭気	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基51	色度	×	1回 / 1月	5 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基52	濁度	×	1回 / 1月	2 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
毎1	色	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎2	濁り	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎3	残留塩素	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
					計	3	9	13		30														

令和8年度 水質検査計画　　⑦ シートG　　水系：涌井水源系　浄水

（水質検査計画における実施頻度の決定）

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度 基本頻度	1日	1月	3月	1年	3年	設定理由	検査月 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml 以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基8	六価クロム化合物	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	水源域に汚染源が存在しない、資機材からの溶出がないため、検査回数を減とする。													
基9	亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/5を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基15	1.4-ジオキサン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基16	ｼｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基20	PFOS及びPFOA	○	1回 / 3月	50 ng/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基21	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基22	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基23	クロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基24	クロロホルム	×	1回 / 3月	0.06 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基25	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基26	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基27	臭素酸	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基28	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基29	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基30	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基31	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	×	1回 / 3月	0.09 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基32	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	×	1回 / 3月	0.08 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基34	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基35	鉄及びその化合物	○	1回 / 3月	0.3 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基36	銅及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基37	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	200 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基38	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基39	塩化物イオン	×	1回 / 1月	200 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基40	ｶﾙｼｳﾑ､ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	○	1回 / 3月	300 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基41	蒸発残留物	○	1回 / 3月	500 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/5を超過していないため、検査回数を減とする。													
基42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基43	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基44	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基45	非ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基46	ﾌｪﾉｰﾙ類	○	1回 / 3月	0.005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回 / 1月	3 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基48	pH値	×	1回 / 1月	5.8以上8.6以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基49	味	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基50	臭気	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基51	色度	×	1回 / 1月	5 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基52	濁度	×	1回 / 1月	2 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
毎1	色	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎2	濁り	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎3	残留塩素	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
					計	3	9	13		30														

令和8年度 水質検査計画　　⑦ シートG　　水系：北部第1水源系　浄水

（水質検査計画における実施頻度の決定）

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度 基本頻度	1日	1月	3月	1年	3年	設定理由	検査月 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml 以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基8	六価クロム化合物	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	水源域に汚染源が存在しない、資機材からの溶出がないため、検査回数を減とする。													
基9	亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L以下	1回 /			◎			過去5年間で基準値の1/5を超過しているため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/5を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/5を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基15	1.4-ジオキサン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基16	ｼｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基20	PFOS及びPFOA	×	1回 / 3月	50 ng/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基21	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基22	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基23	クロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基24	クロロホルム	×	1回 / 3月	0.06 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基25	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基26	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基27	臭素酸	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基28	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基29	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基30	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基31	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	×	1回 / 3月	0.09 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基32	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	×	1回 / 3月	0.08 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基34	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基35	鉄及びその化合物	○	1回 / 3月	0.3 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基36	銅及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基37	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	200 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基38	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基39	塩化物イオン	×	1回 / 1月	200 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基40	ｶﾙｼｳﾑ､ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	○	1回 / 3月	300 mg/L以下	1回 /				◎		過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。				○									1
基41	蒸発残留物	○	1回 / 3月	500 mg/L以下	1回 /				◎		過去5年間で基準値の1/2を超過していないため、検査回数を減とする。				○									1
基42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基43	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基44	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基45	非ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基46	ﾌｪﾉｰﾙ類	○	1回 / 3月	0.005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回 / 1月	3 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基48	pH値	×	1回 / 1月	5.8以上8.6以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基49	味	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基50	臭気	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基51	色度	×	1回 / 1月	5 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基52	濁度	×	1回 / 1月	2 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
毎1	色	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎2	濁り	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎3	残留塩素	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
					計	3	9	14	2	27														

令和8年度 水質検査計画　　⑦ シートG　　水系：北部第3水源系　浄水

（水質検査計画における実施頻度の決定）

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度 基本頻度	1日	1月	3月	1年	3年	設定理由	検査月 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml 以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基8	六価クロム化合物	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	水源域に汚染源が存在しない、資機材からの溶出がないため、検査回数を減とする。													
基9	亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L以下	1回 /			◎			過去5年間で基準値の1/5を超過しているため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/5を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基15	1.4-ジオキサン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基16	ｼｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基20	PFOS及びPFOA	×	1回 / 3月	50 ng/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基21	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基22	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基23	クロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基24	クロロホルム	×	1回 / 3月	0.06 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基25	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基26	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基27	臭素酸	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基28	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基29	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基30	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基31	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	×	1回 / 3月	0.09 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基32	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	×	1回 / 3月	0.08 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基34	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基35	鉄及びその化合物	○	1回 / 3月	0.3 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基36	銅及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基37	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	200 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基38	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基39	塩化物イオン	×	1回 / 1月	200 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基40	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	○	1回 / 3月	300 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/5を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基41	蒸発残留物	○	1回 / 3月	500 mg/L以下	1回 /				◎		過去5年間で基準値の1/2を超過していないため、検査回数を減とする。				○									1
基42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基43	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基44	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基45	非ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基46	ﾌｪﾉｰﾙ類	○	1回 / 3月	0.005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回 / 1月	3 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基48	pH値	×	1回 / 1月	5.8以上8.6以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基49	味	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基50	臭気	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基51	色度	×	1回 / 1月	5 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基52	濁度	×	1回 / 1月	2 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
毎1	色	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎2	濁り	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎3	残留塩素	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
					計	3	9	14	1	28														

令和8年度 水質検査計画　　⑦ シートG　　水系：北部第2（赤岩）水源系　浄水

（水質検査計画における実施頻度の決定）

番号	検査項目	省略可否	基本検査頻度	水質基準値	実施検査頻度 基本頻度	1日	1月	3月	1年	3年	設定理由	検査月 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
基1	一般細菌	×	1回 / 1月	100 CFU/ml 以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基2	大腸菌	×	1回 / 1月	検出されないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.003 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基4	水銀及びその化合物	○	1回 / 3月	0.0005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基5	セレン及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基6	鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基7	ヒ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基8	六価クロム化合物	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基9	亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	1回 / 3月	10 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基12	フッ素及びその化合物	○	1回 / 3月	0.8 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基13	ホウ素及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基14	四塩化炭素	○	1回 / 3月	0.002 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基15	1.4-ジオキサン	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基16	ｼｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.04 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基20	PFOS及びPFOA	×	1回 / 3月	50 ng/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基21	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	○	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基22	塩素酸	×	1回 / 3月	0.6 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基23	クロロ酢酸	×	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基24	クロロホルム	×	1回 / 3月	0.06 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基25	ｼﾞｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基26	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基27	臭素酸	×	1回 / 3月	0.01 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基28	総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.1 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基29	ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基30	ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	×	1回 / 3月	0.03 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基31	ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ	×	1回 / 3月	0.09 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基32	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	×	1回 / 3月	0.08 mg/L以下	1回 /			◎			省略不可項目のため、基本回数とする。	○			○			○			○			4
基33	亜鉛及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基34	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基35	鉄及びその化合物	○	1回 / 3月	0.3 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基36	銅及びその化合物	○	1回 / 3月	1.0 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基37	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	○	1回 / 3月	200 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基38	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	○	1回 / 3月	0.05 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基39	塩化物イオン	×	1回 / 1月	200 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基40	ｶﾙｼｳﾑ､ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	○	1回 / 3月	300 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基41	蒸発残留物	○	1回 / 3月	500 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/5を超過していないため、検査回数を減とする。													
基42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.2 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基43	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基44	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	○	1回 / 1年	0.01 μg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基45	非ｲｵﾝ界面活性剤	○	1回 / 3月	0.02 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/2を超過していない、水源域に汚染源が存在しないため、検査回数を減とする。													
基46	ﾌｪﾉｰﾙ類	○	1回 / 3月	0.005 mg/L以下	1回 /					◎	過去5年間で基準値の1/10を超過していないため、検査回数を減とする。													
基47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	1回 / 1月	3 mg/L以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基48	pH値	×	1回 / 1月	5.8以上8.6以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基49	味	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基50	臭気	×	1回 / 1月	異常でないこと	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基51	色度	×	1回 / 1月	5 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
基52	濁度	×	1回 / 1月	2 度以下	1回 /		◎				省略不可項目のため、基本回数とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
毎1	色	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎2	濁り	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
毎3	残留塩素	×	1回 / 日		1回 /	◎					省略不可項目のため、基本回数とする。													
					計	3	9	13		30														